

沖縄県福祉のまちづくり条例整備項目表の留意事項

整備基準の整備対象箇所

- バリアフリー法の特別特定建築物に該当する施設の場合、バリアフリー法と重複する項目については協議を省略。
- 以下の整備基準は多数の者が利用する部分に限る。

整備項目表（建築物）	留意事項
1 出入口 【対象】 建築物及び利用居室への出入口（内外部問わず。）	(1) 全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないように危険防止の措置を講じているか ①全面が透明の戸がない場合「／」 ②衝突防止の措置が講じられている場合「適」 (2) 自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれないよう危険防止の措置を講じているか ①自動ドアがない場合「／」 ②挟まれ防止装置を設ける場合「適」
2 廊下等 【対象】 全ての廊下等（内外部問わず敷地内通路以外の部分。） (2)については階を移動しない階段など	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」 (2) 段の構造 ①廊下に段がない場合(2)の全てを「／」 ・ 踊場を除き、手すりを設けているか ①段に手すりを設けている場合「適」 ・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」 ・ 段を容易に識別できる構造であるか ①踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差が大きい場合「適」 ・ つまづきにくい構造であるか ①踏面とけ込み板の面をそろえている場合「適」 ②金属製滑り止めを使用している場合「否」 ・ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか（適用除外は3の項(5)参照） ①段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設している場合「適」 ②（適用除外）のうち次に該当する場合「／」 ・ 利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分（施設利用者が特定される社会福祉施設、学校等、自動車車庫、共同住宅等） ・ 自動車車庫に設ける踊場の部分 ・ 段がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分 ・ 主たる階段は、回り階段でないか ①主たる階段が回り階段でない場合「適」 (3) 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ①廊下等に階段又は傾斜路がない場合「／」 ②点状ブロック等を敷設している場合「適」 ③利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない廊下等の部分（施設利用者が特定される社会福祉施設、学校等、自動車車庫、共同住宅等）に該当する場合「／」 （適用除外） ・ 利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない廊下等の部分 ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 自動車車庫に設ける廊下等の部分 (4) 突出物は設けていないか ①突出物（ベンチ、案内板、自動販売機、消火栓ボックス等）を設けていない場合「適」

3 階段 【対象】 階を移動する全ての階段 (内外部問わず、敷地内通路以外の部分。)	(1) 踊場を除き、手すりを設けているか	①階段がない場合、3の項全てを「／」 ②階段(踊り場を除く)に手すりを設けている場合「適」
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」
	(3) 段を容易に識別できる構造であるか	①踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差が大きい場合「適」
	(4) つまづきにくい構造であるか	①踏面とけ込み板の面をそろえている場合「適」 ②金属製滑り止めを使用している場合「否」
	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分 ・自動車車庫に設ける踊場の部分 ・段がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分	①段の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設している場合「適」 ②利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分(施設利用者が特定される社会福祉施設、学校等、自動車車庫、共同住宅等)に該当する場合「／」
	(6) 主たる階段は、回り階段でないか	①主たる階段が回り階段でない場合「適」
4 傾斜路 【対象】 全ての傾斜路 (内外部問わず、敷地内通路以外の部分) (階段に代わり又は階段に併設するものに限る。)	(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設けているか	①傾斜路がない場合、4の項全てを「／」 ②傾斜路に手すりを設けている場合「適」 ③傾斜路の勾配が1/12(約8.33%)を超えない場合、又は高さが16cmを超えない場合「／」
	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」
	(3) 前後の廊下等と容易に識別できるものか	①傾斜部分と前後廊下等の色の明度差が大きい場合や仕上げの材料が異なる場合「適」
	(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・自動車車庫に設ける踊場の部分 ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場の部分	①傾斜路の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設している場合「適」 ②利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分(施設利用者が特定される社会福祉施設、学校等、自動車車庫、共同住宅等)に該当する場合「／」
5 便所 【対象】 全ての便所	(1) 多数の者(当該建築物でサービス等の提供を受ける者。以下同じ。)が利用する便所であるか	①多数の者が利用する便所を設けない場合、5の項全てを「／」
	ア 車いす使用者用便所の構造	①便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内が(ア)、(イ)の基準を満たす場合「適」
	(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	①腰掛便座等を適切に配置している場合「適」 (便器の両側に手すり・洗面器の下部空間60cm～65cm程度・水栓器具は容易に操作可能なもの)
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保しているか(1,000㎡未満の建築物にあっては、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか)	①円滑に利用できる空間(2.0m×2.0m程度)を確保している場合「適」

イ 車いす使用者用便房を設けた便所又はその付近に、車いす使用者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示しているか	①車いす使用者用便房の標識を掲示している場合「適」
(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に、床置き式の小便器その他これに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されたものを設けているか	①多数の者が利用する男子用小便器を設けない場合「／」 ②男子用小便器が床置き式等で両側に手すりを設けている場合「適」
(3) 床面積が2,000㎡を超える生活関連施設又は母子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これに類する施設若しくは公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか (適用除外) ・母子・父子福祉施設を除く社会福祉施設 ・市町村庁舎、福祉保健所、市町村保健センターを除く官公庁舎 ・学校等、自動車車庫、遊技場、共同住宅等、事務所及び工場	①左欄に該当する施設でない場合(3)の全てを「／」
ア 乳幼児用のいすを設けているか	①乳幼児用のいすを設けている場合「適」
イ 乳幼児用ベッドを設けているか	①乳幼児用のベッドを設けている場合「適」
(4) 床面積が2,000㎡を超える児童厚生施設、老人福祉施設、障害者福祉センターその他これらに類するもの、医療施設、官公庁舎、特別支援学校、図書館等、公民館、集会場等、公益事業の店舗、銀行等の店舗、物販店、飲食店、サービス業の店舗、公共交通機関の施設、ホテル等、スポーツ施設、劇場等、展示場若しくは公衆浴場又は公衆便所に設けた多数の者が利用する便所であるか	①左欄に該当する施設でない場合(4)の全てを「／」
・人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設けているか	①人工肛門等使用者の利用に配慮した設備を設置している場合「適」
(5) (3)及び(4)の設備を設けた便房若しくは便所の出入口又はその付近に、当該設備がある旨を表示した標識を掲示しているか	①(3)及び(4)に該当する建築物でない場合「／」 ②(3)及び(4)の設備を設けた便所である旨の標識を掲示している場合「適」
6 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか
【対象】 多数の者が利用する全ての通路 (外部のみ)	(2) 段がある場合の段の構造
ア 手すりを設けているか	①段に手すりを設けている場合「適」
イ 段を容易に識別できる構造であるか	①踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差が大きい場合「適」
ウ つまづきにくい構造であるか	①踏面とけ込み板の面をそろえている場合「適」 ②金属製滑り止めを使用している場合「否」
(3) 傾斜路がある場合の傾斜路の構造	①敷地内の通路に傾斜路がない場合(3)の全てを「／」
ア 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合に、手すりを設けているか	①傾斜路に手すりを設けている場合「適」 ②傾斜路の勾配が1/12(約8.33%)を超え又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20(5.0%)を超えない場合「／」

	イ 傾斜路の存在を容易に識別することができるか	①傾斜部分とその前後の通路との色の明度差が大きいこと等にその存在を容易に識別することができる場合「適」
	(4) 排水溝に、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障がない溝ぶたを設けているか	①敷地内の通路に排水溝がない場合「／」 ②排水溝に白杖等が落ち込まない溝ぶたが設けられている場合「適」
7 駐車場 【対象】 全ての駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合に、適切な台数の車いす使用者用駐車施設を設けているか ・ 駐車台数が200台以下の場合には1/50を乗じて得た数以上、200台超の場合には1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上	①多数の者が利用する駐車場を設けない場合、7の項全てを「／」 ②全駐車台数に応じた車いす使用者用駐車施設の台数を確保し、かつ(2)の基準を満たしている場合「適」
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	
	ア 幅は、350cm以上であるか	①車いす使用者用駐車施設の幅が350cm以上ある場合「適」
	イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平であるか	②車両への乗降部が水平である場合「適」
	ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか	③車体用スペース床面に国際シンボルマークを塗装表示するか、車止め付近に標識を表示している場合「適」
エ 利用居室までの経路が可能な限り短くなる位置に設けているか	④利用居室までの経路が可能な限り短くなる位置である場合「適」	
8 利用円滑化経路 【対象】 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という）（内外部問わず。）	(1) 利用円滑化経路があるか	①ア、イ、ウに掲げる経路が利用円滑化経路の基準を満たしている場合「適」
	ア 道等から利用居室までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか	①道等から利用居室までの経路が利用円滑化経路の基準を満たしている場合「適」
	イ 利用居室から車いす使用者用便房までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか	①利用居室から車いす使用者用便房までの経路が利用円滑化経路の基準を満たしている場合「適」 ②車いす使用者用便房を設けない場合「／」
	ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の1以上を利用円滑化経路としているか	①車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路が利用円滑化経路の基準を満たしている場合「適」 ②車いす使用者用駐車施設を設けない場合「／」
	(2) 利用円滑化経路上に階段又は段を設けていないか（やむを得ず設ける場合、傾斜路又はエレベーター等を併設しているか）	①利用円滑化経路が（1）ア、イ、ウの基準を満たし、かつ、経路上に段がない場合「適」
(3) 利用円滑化経路は、可能な限り短くしているか	①利用円滑化経路が（1）ア、イ、ウの基準を満たし、かつ、限りなく短い場合「適」	
9 利用円滑化経路を構成する出入口 【対象】 利用円滑化経路上に設けられた出入口（建築物及び利用居室への出入口）（内外部問わず。）	・ 全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	①全面が透明の戸がない場合「／」 ②衝突防止の措置が講じられている場合「適」
	・ 自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	①自動ドアがない場合「／」 ②挟まれ防止装置を設ける場合「適」
	(1) 幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」
	(2) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①出入口に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」
10 利用円滑化経路を構成する	・ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」

廊下等 【対象】 利用円滑化経路上に設けられた廊下等 (内外部問わず、敷地内の通路以外の部分)	<ul style="list-style-type: none"> 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外は2の項(3)参照) 	①廊下等に階段又は傾斜路がない場合「／」 ②点状ブロック等を敷設している場合「適」
	<ul style="list-style-type: none"> 突出物は設けていないか 	①突出物を設けていない場合「適」
	(1) 幅は、120cm以上としているか	①有効幅 (廊下等に手すりがある場合はその内側) が120cm以上ある場合「適」
	(2) 廊下等の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか	①廊下等の末端付近及び50m以内ごとに140cm角以上の方向転回スペースを設けている場合「適」
	(3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①廊下等に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」
11 利用円滑化経路を構成する傾斜路 【対象】 利用円滑化経路上に設けられた傾斜路 (内外部問わず、敷地内の通路を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設けているか 	①傾斜路がない場合、11の項全てを「／」 ②傾斜路に手すりを設けている場合「適」 ③傾斜路の勾配が1/12 (約8.33%) を超えない場合、又は高さが16cmを超えない場合「／」
	<ul style="list-style-type: none"> 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか 	①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」
	<ul style="list-style-type: none"> 前後の廊下等と容易に識別できるものか 	①傾斜部分と前後廊下等の色の明度差が大きい場合や仕上げの材料が異なる場合「適」
	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外は4の項(4)参照) 	①傾斜路の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設している場合「適」
	(1) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上としているか	①傾斜路の有効幅が、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上ある場合「適」
	(2) 勾配は、1/12以下としているか (高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。)	①傾斜路の勾配が1/12 (約8.33%) を超えない場合「適」
	(3) 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	①傾斜路の高さが75cm以下の場合「／」 ②傾斜路の高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場がある場合「適」
12 利用円滑化経路を構成するエレベーター等 【対象】 利用円滑化経路上に設けられたエレベーター等	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーであるか (適用除外) <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合 当該建築物の管理者等の介助等によって高齢者、障害者等が当該建築物を利用することができる場合 	①利用円滑化経路にエレベーターが設置されていない場合、12の項全てを「／」 ②利用円滑化経路に車いす対応の簡易リフト等特殊な構造又は使用形態のエレベーター等のみを設置する場合(1)の全てを「／」 ③床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある場合 (8の項(1)の規定の適用については、8の項(1)のア中「居室」とあるのは、「居室(地上階にあるものに限る。）」とする。) 、12の項全てを「／」
	ア かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	①かごが利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する場合「適」
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」
	ウ かごの奥行きは、135cm以上としているか (緩和措置) <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡未満の建築物で、かごの幅が100cm以上である場合は、奥行きを110cm以上とすることができる 	①かごの奥行きが有効幅で135cm以上ある場合「適」

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上としているか	①乗降ロビーに高低差及び傾斜がない場合「適」 ②乗降ロビーの幅及び奥行きが150cm以上ある場合「適」
オ かご及び乗降ロビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	①かご及び乗降ロビーの車いす使用者用制御装置を車いす使用者が利用しやすい位置に設けている場合「適」
カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか	①かご内に、停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けている場合「適」
キ かご内の側板に、手すりを設けているか	①かご内に手すりを設けている場合「適」
ク かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けているか	①かご内に、かごの昇降路の出入口を確認するための鏡を設けている場合「適」
ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	①乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けている場合「適」
コ 不特定多数の者が利用する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物であるか	①不特定多数の者が利用する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物でない場合、コの全てを「/」
(ア) かごの幅は、140cm以上であるか	①かご内の幅が140cm以上ある場合「適」
(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造であるか	①かご内で車いすが転回可能な広さを確保している場合「適」
サ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー（自動車車庫に設けるものを除く。）であるか	①不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーターでない場合、サの全てを「/」 ②自動車車庫に設けるエレベーターである場合、サの全てを「/」
(ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	①かご内に、到着階を知らせ、戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けている場合「適」
(イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	①かご内及び乗降ロビーに点字付き制御装置を設けている場合「適」
(ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	①かご内又は乗降ロビーに昇降方向を知らせる音声装置を設けている場合「適」
(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等であるか	①ア又はイのいずれかに該当するエレベーター等の設置がない場合(2)の全てを「/」
ア 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のエレベーターであるか	①左欄に該当するエレベーター（車いす対応の簡易リフト）の設置がない場合、アの全てを「/」
(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造であるか	①平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造である場合「適」
(イ) かごの幅は70cm以上、かごの奥行きは120cm以上であるか	①かごの幅70cm以上とし、かつ、奥行き120cm以上である場合「適」
(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの床面積を十分に確保しているか	①車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がない場合「/」

	<p>イ 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたエスカレーターであるか</p>	<p>①左欄に該当するエスカレーター（車いす対応エスカレーター）の設置がない場合、イの全てを「／」</p>
	<p>・平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する構造であるか</p>	<p>①平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定する構造である場合「適」</p>
	<p>(3) 利用円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか</p>	<p>①(1)又は(2)のいずれかの基準を満たすエレベーター等を設置している旨の標識をその付近に掲示している場合「適」</p>
<p>13 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路</p> <p>【対象】 利用円滑化経路上に設けられた通路 (外部のみ。)</p>	<p>・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか</p>	<p>①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」</p>
<p>・排水溝に、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障がない溝ぶたを設けているか</p>	<p>①敷地内の通路に排水溝がない場合「／」 ②排水溝に白杖等が落ち込まない溝ぶたが設けられている場合「適」</p>	
<p>(1) 幅は、120cm以上としているか</p>	<p>①有効幅が120cm以上ある場合「適」</p>	
<p>(2) 敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか</p>	<p>①敷地内の通路の末端付近及び50m以内ごとに140cm角以上の転回場所を設けている場合「適」</p>	
<p>(3) 戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか</p>	<p>①敷地内の通路に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合</p>	
<p>(4) 傾斜路であるか</p>	<p>①敷地内の通路に傾斜路がない場合(4)の全てを「／」</p>	
<p>・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか</p>	<p>①傾斜路に手すりを設けている場合「適」 ②傾斜路の勾配が1/12（約8.33%）を超え又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20（5.0%）を超えない場合「／」</p>	
<p>・傾斜路の存在を容易に識別することができるか</p>	<p>①傾斜部分とその前後の通路との色の明度差が大きいこと等にその存在を容易に識別することができる場合「適」</p>	
<p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上としているか</p>	<p>①傾斜路の有効幅が、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上ある場合「適」</p>	
<p>イ 勾配は、1/12以下としているか（高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。）</p>	<p>①傾斜路の勾配が1/12（約8.33%）を超えない場合「適」</p>	
<p>ウ 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか</p>	<p>①傾斜路の高さが75cm以下の場合「／」 ②勾配が1/20（5.0%）以下の場合「／」 ③傾斜路の高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場がある場合「適」</p>	
<p>14 案内設備</p> <p>【対象】 不特定多数の者が利用する建築物に設置する</p> <p>全ての案内設備 (内外部問わず。)</p>	<p>(1) 案内板を設けているか</p>	<p>①案内板を設けている場合「該当」 ②社会福祉施設（児童厚生施設・老人福祉施設・身体障害者センター等を除く）、学校等、自動車車庫、共同住宅、事務所、工場等又はその敷地の場合、14の項全てを「／」 ③案内所を設ける場合(1)の全てを「／」</p>
<p>ア 案内板は、大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるか</p>	<p>①案内板の表記及び色彩がわかりやすい場合「適」</p>	

<p>イ 案内板には、必要に応じて外国語を併記しているか</p>	<p>①必要に応じて外国語を併記している案内板である場合「適」 ②主に外国人の利用が想定される施設でない場合「／」</p>
<p>ウ 案内板には、利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を表示しているか</p> <p>(適用除外) ・当該エレベーター等、便所、駐車施設又は授乳場所の配置を容易に視認出来る場合 ・案内所を設ける場合</p>	<p>①案内板に利用円滑化の措置がとられたエレベーター等や便所、駐車施設又は授乳場所の配置を表示している場合「適」</p>
<p>(2) 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地であるか</p>	<p>①不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地でない場合「非」 ②案内所を設ける場合「非」</p>
<p>・利用円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は授乳場所の配置を点字その他の方法により示す設備を設けているか</p> <p>(適用除外) ・案内所を設ける場合</p>	<p>①案内板に利用円滑化の措置がとられたエレベーター等や便所又は授乳場所の配置を点字その他の方法により示す設備を設けている場合「適」</p>
<p>(3) 案内所を設けているか(該当する場合(1)及び(2)の記入不要)</p>	<p>①案内所を設けていない場合「非」</p>
<p>(4) 公共交通機関の施設である場合、公共車両等及び航空機の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けているか(電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合を除く。)</p>	<p>①公共交通機関の施設でない場合「／」 ②交通車両等の運行情報を文字及び音声で提供する設備を設けている場合「適」</p>
<p>15 案内設備までの経路</p> <p>【対象】 不特定多数の者が利用する建築物に設置する案内設備までの経路 (内外部問わず。)</p>	<p>(1) 14(2)の案内設備又は14(3)の案内所までの不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する経路のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路としているか</p> <p>(適用除外) ・当該経路が自動車車庫に設けられるもの ・建築物の管理者が常時勤務する場所から出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者利用円滑化経路に適合する場合</p> <p>①社会福祉施設(児童厚生施設・老人福祉施設・身体障害者センター等を除く)、学校等、自動車車庫、共同住宅、事務所、工場等の場合、15の項全てを「／」</p>
<p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造</p>	<p>ア 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声誘導設備等を設けているか(風除室内を除く)</p> <p>①視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声誘導設備等を設けている場合「適」</p>
<p>イ 点状ブロック等の設置部分</p>	<p>①(ア)、(イ)に該当する部分がない場合「非」 ②(ア)、(イ)に該当する部分がある場合「該当」</p>
<p>(ア) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか</p>	<p>①車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設している場合「適」</p>

	<p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか</p> <p>(適用除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等 	<p>①段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設している場合「適」</p>
<p>16 客席</p> <p>【対象】 集会場等に設けた固定式客席（内外部問わず。）</p>	<p>(1) 集会場等、スポーツ施設又は劇場等（遊技場を除く。）で、かつ、固定式の客席を設ける場合、当該客席数に1/200を乗じて得た数以上の車いす使用者が利用できる区画を設けているか</p>	<p>①集会場等、スポーツ施設又は劇場等（遊技場を除く。）でない場合又は固定式の客席を設けない場合、16の項全てを「/」</p> <p>②客席数に1/200を乗じて得た数（その数が10を超えるときは10とする。）以上の人數分の車いす使用者利用区画を設けている場合「適」</p>
	<p>(2) (1)の区画は、出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けているか</p>	<p>①車いす使用者利用区画を出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けている場合「適」</p>
	<p>(3) (1)の区画は、車いす使用者1人について、幅90cm以上、かつ、奥行き120cm以上としているか</p>	<p>①車いす使用者利用区画が使用者1人について、幅90cm以上かつ奥行き120cm以上（有効幅）としている場合「適」</p>
	<p>(4) 利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画までの経路のうち1以上の構造</p>	
	<p>ア 幅は、120cm以上としているか</p>	<p>①利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画に至る経路の有効幅が120cm以上ある場合「適」</p>
	<p>イ 高低差がある場合の傾斜路の構造</p>	<p>①利用円滑化経路を構成する出入口から(1)の区画に至る経路に高低差がない場合、イの全てを「/」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか 	<p>①粗面仕上げ又は滑りにくい材料仕上げの場合「適」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上としているか 	<p>①傾斜路の有効幅が、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上ある場合「適」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配は、1/12以下としているか（高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。） 	<p>①傾斜路の勾配が1/12（約8.33%）を超えない場合「適」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか 	<p>①傾斜路の高さが75cm以下の場合「/」</p> <p>②傾斜路の高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場がある場合「適」</p>
<p>(5) 床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等で、固定式の客席を設ける場合、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けているか</p>	<p>①床面積の合計が2,000㎡以上の劇場等（遊技場を除く）で、固定式の客席を設けない場合「/」</p> <p>②聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けている場合「適」</p>	
<p>17 客室</p> <p>【対象】 客室数が25を超えるホテル等の客室</p>	<p>(1) ホテル等で25を超える客室がある場合、車いす使用者用客室を1以上設けているか</p>	<p>①客室数が25を超えるホテル等でない場合「/」</p> <p>②客室数が25を超えるホテル等で(2)の基準を満たす場合「適」</p>
	<p>(2) 車いす使用者用客室の構造</p>	
	<p>ア 客室の出入口の構造</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないように危険防止の措置を講じているか 	<p>①全面が透明の戸がない場合「/」</p> <p>②衝突防止の措置が講じられている場合「適」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないように危険防止の措置を講じているか 	<p>①自動ドアがない場合「/」</p> <p>②挟まれ防止装置を設ける場合「適」</p>	

・幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」
・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①出入口に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」
イ 非常呼出し設備を設けているか	①非常呼出し設備を設けている場合「適」
ウ 車いす使用者用客室のある階に車いす使用者用便房がない場合	①車いす使用者用客室のある階に5の項(1)アの基準を満たす車いす使用者用便房がない場合「該当」
(ア) 便所の構造	
・腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置しているか	①腰掛便座等を適切に配置している場合「適」 (便器の両側に手すり・洗面器の下部空間60cm～65cm程度・水栓器具は容易に操作可能なもの)
・車いす使用者が利用できる空間を確保した便房を設けているか	①車いす使用者が利用できる空間(1.0m×2.0m程度)の便房を確保している場合「適」
(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の構造	
・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	①全面が透明の戸がない場合「／」 ②衝突防止の措置が講じられている場合「適」
・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	①自動ドアがない場合「／」 ②挟まれ防止装置を設ける場合「適」
・幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」
・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①出入口に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」
エ 車いす使用者用客室のある建築物に車いす使用者用浴室等が設けられていない場合	①車いす使用者用客室のある建築物に車いす使用者が円滑に利用できる浴室等が設けられていない場合「該当」
・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	①浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置している場合「適」
・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか	①車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な広さが確保されている場合「適」
・1以上の出入口の構造	
・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	①全面が透明の戸がない場合「／」 ②衝突防止の措置が講じられている場合「適」
・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	①自動ドアがない場合「／」 ②挟まれ防止装置を設ける場合「適」
・幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」
・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①出入口に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」

18 浴室等 【対象】 多数の者が利用する浴室等	(1) ホテル等、スポーツ施設又は公衆浴場で多数の者が利用する浴室等を設ける場合、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を車いす使用者用浴室等としているか	①多数の者が利用する浴室等を設けない場合「／」 ②浴室等（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの浴室）が(2)の基準を満たす場合「適」
	(2) 車いす使用者用浴室等の構造	
	ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	①浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置している場合「適」
	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保しているか	①車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な広さが確保されている場合「適」
	ウ 1以上の出入口の構造	
	・全面が透明な戸を設ける場合に、衝突することがないよう危険防止の措置を講じているか	①全面が透明の戸がない場合「／」 ②衝突防止の措置が講じられている場合「適」
	・自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれることがないよう危険防止の措置を講じているか	①自動ドアがない場合「／」 ②挟まれ防止装置を設ける場合「適」
・幅は、80cm以上としているか	①出入口の有効幅が80cm以上ある場合「適」	
・戸を設ける場合に、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差はないか	①出入口に戸を設けない場合「／」 ②戸の前後に2cmを超える段差がなく、車いすの待機のための水平なスペースが確保されている場合「適」	
エ 非常呼出し設備を設けているか	①非常呼出し設備を設けている場合「適」	
19 授乳場所 【対象】 右欄に該当する建築物	医療施設、教育文化施設（学校等を除く。）、集会場等若しくは物販店で床面積の合計が2,000㎡以上のもの又は母子・父子福祉施設、市役所、町村役場、福祉保健所、市町村保健センターその他これらに類するものである場合、授乳場所を設置し、乳幼児用のいす、乳幼児ベッドその他の設備を設けているか	①左欄に該当する施設でない場合「／」 ②左欄に該当する施設で、授乳やおむつ替えのできる場所を設置し、かつ、授乳場所等が備えられている旨を出入口又はその付近に表示している場合「適」
	20 受付カウンター等 【対象】 受付カウンター等を設ける建築物	受付カウンター等を設けているか
21 公衆電話台 【対象】 公衆電話代を設ける建築物	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けているか（受付カウンター等以外の場所又は設備により同等の機能を確保できる場合を除く。）	①高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンター等を1以上設けている場合「適」
	公衆電話を設置しているか	①公衆電話を設けない場合「非」 ②公衆電話を設けている場合「該当」
22 緊急時の避難設備 【対象】 集会場等、ホテル等又は劇場等	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けているか	①高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造の公衆電話台を1以上設けている場合「適」
	集会場等、ホテル等又は劇場等であるか	①集会場等、ホテル等又は劇場等（遊技場を除く）でない場合「非」 ②集会場等、ホテル等又は劇場等（遊技場を除く）の場合「該当」
	(1) 自動火災報知設備を設けているか	①自動火災報知設備を設けている場合「該当」

・その場合、聴覚障害者及び視覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか	①非常時を知らせる点滅機能及び音声誘導機能を設けた誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けている場合「適」
(2) 防火戸にくぐり戸を設けているか	①防火戸を設けていない場合「非」 ②防火戸にくぐり戸を設けている場合「該当」
ア 幅は、80cm以上としているか	①くぐり戸の有効幅が80cm以上ある場合「適」
イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとしているか	②くぐり戸の下部がまたぐ必要のないものとしている場合「適」